令和6年度市民活動促進協議会　審議スケジュール　資料1

1　諮問内容

「これからの市民活動センターに求められる役割」

2　協議内容について

※会議は原則的にすべて公開です
※スケジュールは変更する場合があります

時期(予定)	内容		行政の動き
① R5.12	委員自己紹介／諮問／市の市民活動促進施策の概要や諮問の背景等についての説明／意見交換	静岡市から諮問 委員顔合わせ･進め方確認	
② R6.2	審議:市民活動センターに求められる役割について【意見交換】	第1回の議論の深掘り･論点の洗い出し	
③ R6.3	審議:市民活動センターに求められる役割について【意見交換】	他都市事例の参照等をしながら意見交換	
④ R6.7	**審議:市民活動センターに求められる役割について【答申案(大項目)に対する意見交換】**	資料3を基に答申の大項目について議論	今までの意見をまとめた資料3の提示
⑤ R6.10	審議:市民活動センターに求められる役割について【答申案に対する意見交換】	前回の協議会の意見を踏まえて修正した答申案をベースに議論	意見を答申案に反映
⑥ R7.2	審議:市民活動センターに求められる役割について【答申最終案の確認】	答申内容を概ね決定	意見を答申案に反映
⑦ R7.3	答申:市民活動センターに求められる役割について 審議:計画2年間の振り返り(進捗管理)	静岡市に対して答申提出	答申をもとに指定管理更新手続きを開始

本日

審議状況により書面(メール等)による調整も検討

令和6年度市民活動促進協議会　審議スケジュール　　（指定管理更新スケジュール）

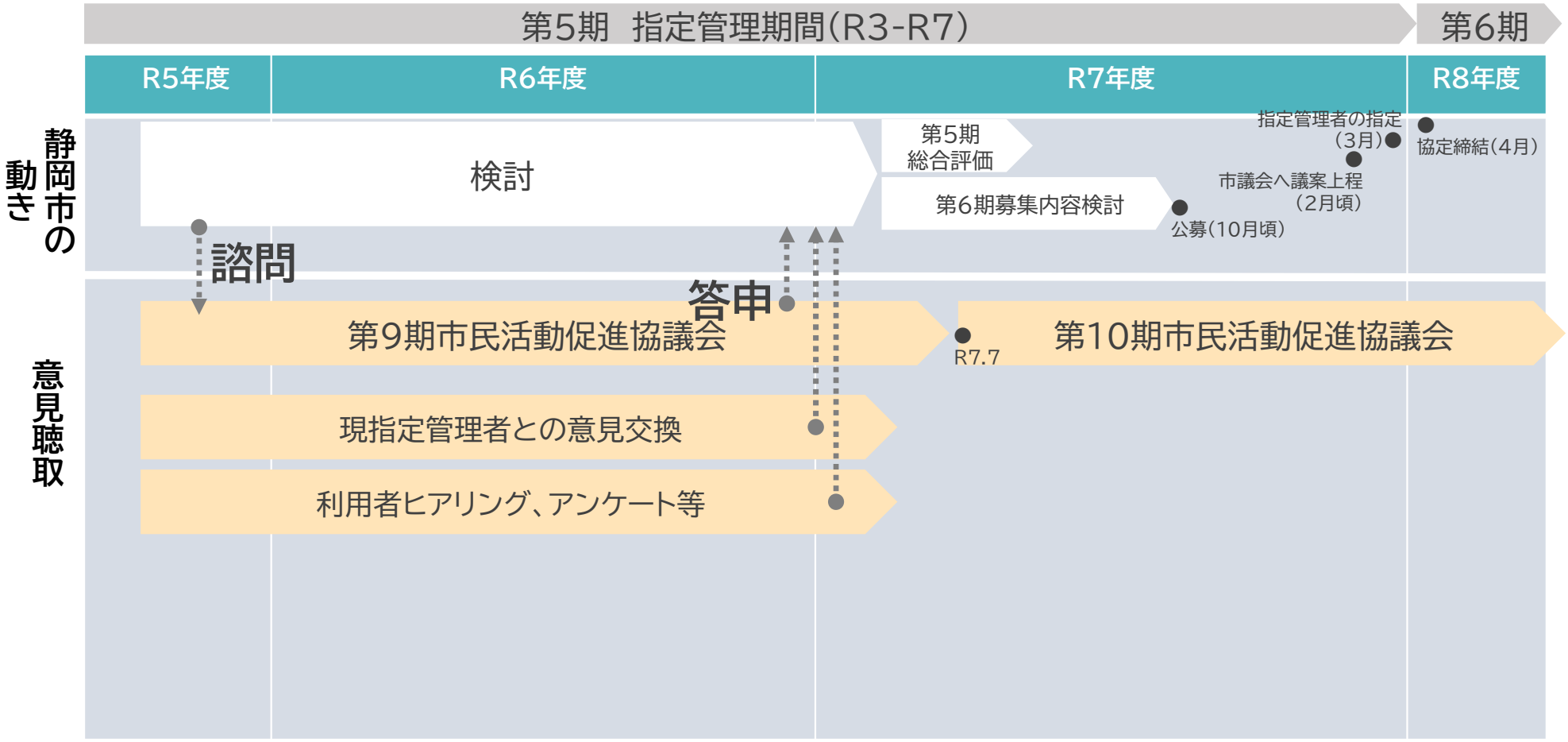

※スケジュールは変更になる場合があります

答申の構成案について　資料2

〇タイトル
「これからの市民活動センターに求められる役割（答申）」

〇目次例

1　答申にあたって
- 諮問がされた経緯や答申に込める思い等

2　現状分析
- 社会情勢や現状認識など答申の背景や理由を記載

3　**答申「これからの市民活動センターに求められる役割」について**
- **これからの市民活動センターはどのような施設であってほしいのか（基本的な考え方）**
- 具体的な支援策として、どのようなものがあるか（考え方を実現するためのセンターの役割）

4　市の役割
- （運営の内容ではなく）設置者である市が担うべきことを記載

5　各委員からコメント
- 答申に込められた各委員の思いなどを記載

第1回・第2回協議会・第4回事前課題　振り返り（市民自治推進課まとめ）

第1回で出た意見　第2回で出た意見　事務局コメント　課題シートで出た意見　資料3

利用者層

気軽に参加する人を増やすという視点は必要
学生優先利用など
ボランティア体験等を通じて、市民活動へのハードルを低く
中高生　探求の授業団体とつながれないか
外国人にも利用してもらえるとよい
居場所を求めている声もある
開館当時の利用者がそのまま今の利用層？
若い人　あえて行く理由がない（場所は他にもある／非対面でも）
リアルで会う意識薄れている
若者の参画（人口減少、高齢化、担い手不足、活動の停滞の解消）
開館時の熱量や空気感を知っている人が利用
団体の発達段階に応じて利用異なる
次の世代につなげられていない？
利用者・団体が限定的になっていないか
どうしたら市民活動センターに興味を持ってくれるのか？
市民活動センターが市民にどれくらい浸透しているのか？

センター認知度向上

施設を利用しない人にも情報が伝わるようにする
より幅広い対象への働きかけ
若者に対する認知度向上
センター利用者・団体だけでなく市民へのはたらきかけ
市民への認知度を高める

指定管理者制度

継続性も必要だが変わることで違う視点も生まれる
公募だが結果的に一者
新規事業が立ち上げにくい？
開館21時まで（負担あり？）
人員配置は市の水準による
受けるにも団体の体力がいる
他にできる団体がない？
団体としての信頼度も必要
開館時からほぼ同じ団体指定
指定管理期間5年は長い
指定管理期間5年は必要
雇用
ビジョンを行政と共有
指定管理期間に縛られない運営
仕様どのくらい細かく？
民間企業が受ける例もある
指定管理者制度マッチしているか？
事細かには仕様書には入らない。（クリエイティビティを期待するもの）言葉に込める意味を大事にしたい
単なる委託ではなく協働による運営を試行したい
社会の変化のスピード（2、3年後の変化）に対応・改善していける柔軟な仕組みが必要
市のほうでも制度変化の動き？
市民感覚を大切にした運営
災害ボランティアセンターと指定管理者の関係は
選定には関係しない
人を窮屈に感じさせない運営 市民との色々なかかわり方

センターの機能

役目

市民活動センターの役割は市民活動の推進
中間支援とは、「市民自ら、変化を起こそうとする営みを支える」
中間支援の役割は色々なところに入り込んで、黒子として団体同士を仲介・サポートしていくこと（その手段の一つとしてのハコ）
「何を支援するか」の明確化

協働サポート
専門家派遣
社会課題化・政策化
市（まち）のために活躍できる人材の輩出

アウトリーチでのコミュニケーション
場があることを知らせる
課題に向かって働きかける

ハコを維持することに意識を向けすぎていないか

「場」があることについて

集まれる良さもあれば中と外で分けられてしまうこともあり得る
「センター利用団体」としてのコミュニティ
団体によっては活動のペースと合わない？
「場を使ってもらうこと」が目的になりがち
どんな場でもメンバーが必ず通ってくるのは自然なこと

活動基盤補助

計画・指標

本質的に求められるものは？中間支援の市の出先として市民活動促進基本計画に即して考えなおす
仕様で定める目標が市民活動促進基本計画と連動していない。一体的に考えるべき ※計画の目標値がセンターの目標値になっていない等
（場としての機能だけでなく）役割はセンターに来ない人にも市民活動を促進することではないか
本来の中間支援としての機能について測れる部分を盛りこむべき
利用者満足度だけでなく、市全体の指標にし、役割をもったほうが外に出やすいのでは

変化・これから

新しい動き

企業が地域課題の解決のために取り組む場面も増加
企業としてボランティアを推進する動きもある
若者の多様な活動
企業人ボランティア
活動場所・活動者の多様化
今まで関わっていない層（企業など）との連携を働きかけていく

これまでの10～15年は「市民活動している人を社会に引き上げる」ここか先は何を大事に？
市民活動が職業に
市民活動の選択肢増えている

市民協働

「市民活動性」はどんな主体にもある
市民活動センターは「市民活動」だけ？
「市民活動」ではなく「市民協働」複数が一緒にある状態を促す
「市民協働」愛称？
市民活動と無理に括らない
協働＝対等な関係

市の特性を活かす

環境を活かす（気候の良さ、人の温かさ）
多元性オール静岡

市の担うべき事項

行政が理念を持つこと
市の問題意識は？
現状の市の評価は？
市の目指す姿を市民活動団体にも共有
期待することを市もきちんと示せるように
市民も理念を持っていくことも大切
担当が変わることで積み重ねが失われないか
行政内のノウハウ継承 Ex:専門官（スペシャリストの養成等）
現指定管理者は市の水準を満たしている ただ、その良し悪しではなくこれからのあるべき姿を諮問

市民活動促進協議会

市民側の視点として考える
発言を通じて議事録に残す

資料4
令和6年6月24日

20代／30代へのインタビューについて

1 趣旨

「これからの市民活動センターに求められる役割」を検討するにあたり、現在市民活動センターの主な利用者層となっていない20代、30代で、市民活動に関わる方にインタビューを実施し、活動のスタイルや実態について伺った（市民自治推進課職員によるインタビュー／令和6年5月実施）。

2 インタビュー内容

(1) 静岡県立大学の社会貢献系サークルで役員を務める20代（1名）へのインタビュー

- 社会貢献系サークルが合同で行うサークル紹介イベントに参加した際に、「先輩が優しそうだった」ことと、サークルの活動対象者が子どもであったため、教員志望の自身の将来に役立ちそうだと思い、入会を決意した。
- 活動で困ったときには、上級生や卒業生に相談する。
- 大学の社会貢献系サークルに所属するメンバーで構成するグループLINEや、スプレッドシートを使って、困っていることや、やりたいことの共有と応答が学生間で行われている。
- サークル内の日常的な連絡については、Discord 等を利用するが、直に顔を合わせることを大事にしており、会議などは対面を心掛けている。
- 会議は、大学の空き教室を利用している。
- サークル活動を経験したことにより、社会福祉協議会やNPO法人への就職をした卒業生もいる。
- 市民活動センターは、大学から遠方にあるため、日常的に利用することは難しいと思う。
- 他大学サークルとの交流は関心があるため（サークル単体でやろうとしてもできない）、市民活動センターで実施されたら参加してみたい。
- 大学に認定されたサークルに対しては、大学から活動資金が交付される。原則は資金の範囲内で活動しているが、場合によっては募金活動等を行うこともある。

(2) 市民活動を行う 30 代（3名）へのインタビュー

- 「ボランティア」をしている認識はあるが、「市民活動」をしているという認識はない。
- 人間関係をつくったり交流したりする活動は、集まれる「場」があることは、ありがたい。
- 自身で市民活動もされており、専門性やスキルを持っている市民活動センターの職員さんには相談しやすい。困りごとの解決や、他の関係団体とつないでくれるなど、この人に話せば大丈夫という心強さや安心感がある。
- 市民活動センターで勤務するスタッフの待遇が気になる。
- 市民活動センターの事務ブース等については、1度入居すると長期間入居している印象である。どんな団体が入居していて、入居するメリットはどんなことがあるかが分かると、入居も検討しやすいのではないか。
- 社会人が中心だと、本来の職業と並行して活動を継続している。学生の時と比べて活動に充てられる（自費を持ち出す）経費は増えたので、活動拠点も検討しやすくなっている。
- 市民活動センターは、登録団体以外でも、ふらっときた人が利用できる場所だとよい
- 菊川市は学生をメインターゲット、御殿場市では高齢者をメインターゲットにした市民活動センター運営を行っている。静岡市は現在、多様な世代をターゲットにしていると思っている。

「地域コミュニティ支援が拓く協働型社会」（勝手に）解説

資料５

2024/06/05　作成：山本由加

- お詫び
  「静岡の中間支援について考える一助に」という作成目的のため、この本の要である
  ・被災地復興での中間支援事例
  ・各地の中間支援事例
  には触れていません。
  各地のリアルな苦闘の様子はぜひ書籍でお読み下さい。

- 本の目次には沿っていません。構成を変えています。

中間支援の社会化	1. 前提　NPOとは・中間支援とは
	2. 中間支援の歴史
	3. 中間支援の運営形態別分類
	4. 中間支援の機能(初期)
	5. 中間支援のテーマ・運営スタイルの多様性
公設民営中間支援の成立	6. 公設民営の中間支援施設の原点
	7. 自治体によるNPO推進政策
硬直化	8. 硬直化の過程　※協働とは
新しい動き・地域自治支援	9. 中間支援の新しい動き　2010年代
	10. 中間支援における地域自治支援機能
	11. 地域自治支援が協働のプロセスを創る

前提:NPOとは・中間支援とは

NPOとは:
社会システムの機能不全を
市民みずから「手当て」する営み

中間支援とは:
まちむらでの暮らしの中での
市民による自発的な
「変えるための営み」を支える

※13章:岡山NPOセンター石原達也氏による

前提:NPOとは・中間支援とは

NPOとは:
ウェルビーイングな暮らしを目指し
市民みずから、社会システムに
「手当て」する営み

中間支援とは:
ウェルビーイングな暮らしを目指した
市民による自発的な
「変えるための営み」を支える

※ 石原さんの定義を受けた山本案

「中間支援」という語句の注意点

★「機能」「施設」「団体」が混在している！

- 社会的機能
- 施設・事業
- 中間支援をミッションとする民間団体やその事業

※ 山本による注

中間支援の歴史 1

戦後:憲法89条「公私分離」

1951 全国社会福祉協議会(前)	
全国共同募金会	
1965 大阪ボランティア協会(前)	地域
1980 日本ナショナルトラスト	環境
奈良まちづくりセンター	地域
JANIC	NGO
1985 助成財団センター(前)	助成財団

中間支援の歴史 2

公・民の研究や国の施策から発展

1993 NPOサポートセンター(前)

前身・(株)第一総合研究所(シンクタンク)

1995 阪神淡路大震災→NPO法立法作業

1996 かながわ県民活動サポートセンター(公)

大阪NPOセンター

日本NPOセンター

1998 NPO法成立

せんだい・みやぎNPOセンター／ひろしまNPOセンター／
市民フォーラム21(愛知)／東京ボランティアセンター／
宝塚NPOセンター／きょうとNPOセンター／…

中間支援の運営形態別分類

- 公設公営　施設と備品　／全テーマ

↓

- 公設民営　／全テーマ

↑

- 民設民営　ソフト重視　／主要テーマ有り NPO法の縛り無し

中間支援の機能

～1996　日本NPOセンター設立準備の**訪米調査**から

- **基盤整備**　**インフラストラクチャー**
  場の提供／インキュベート／連携促進／
  コーディネート／制度整備

- **資源仲介**　**インターミディアリー**
  資金の仲介　ex. 助成財団・コミュニティ財団

- **経営支援**　**マネジメントサポート**
  情報発信／情報提供／相談／コンサルティング
  交流・学習

- **基盤整備** インフラストラクチャー

  場の提供 ／ インキュベート ／ 連携促進 ／ コーディネート ／ 制度整備

- **資源仲介** インターミディアリー

  資金の仲介

- **経営支援** マネジメントサポート

  情報発信 ／ 情報提供 ／ 相談 ／ コンサルティング ／ 交流・学習

  バックオフィス支援

- **人材支援**

  スタッフ基礎研修支援 ／ セクター越境・複業推進 ／ 人材コーディネート ／ 人材交流 ／ キャリア伴走 ／ 労働環境向上

- **調査研究**

  社会調査 ／ アカデミックとの連携 ／ 非営利活動アーカイブス ／ イシューの切り出し

- **プロジェクト化・政策化支援**

  インキュベート ／ 協働コーディネート ／ 政策提言支援

※ 山本・研究会による暫定案

中間支援のテーマ・組織スタイルの多様性

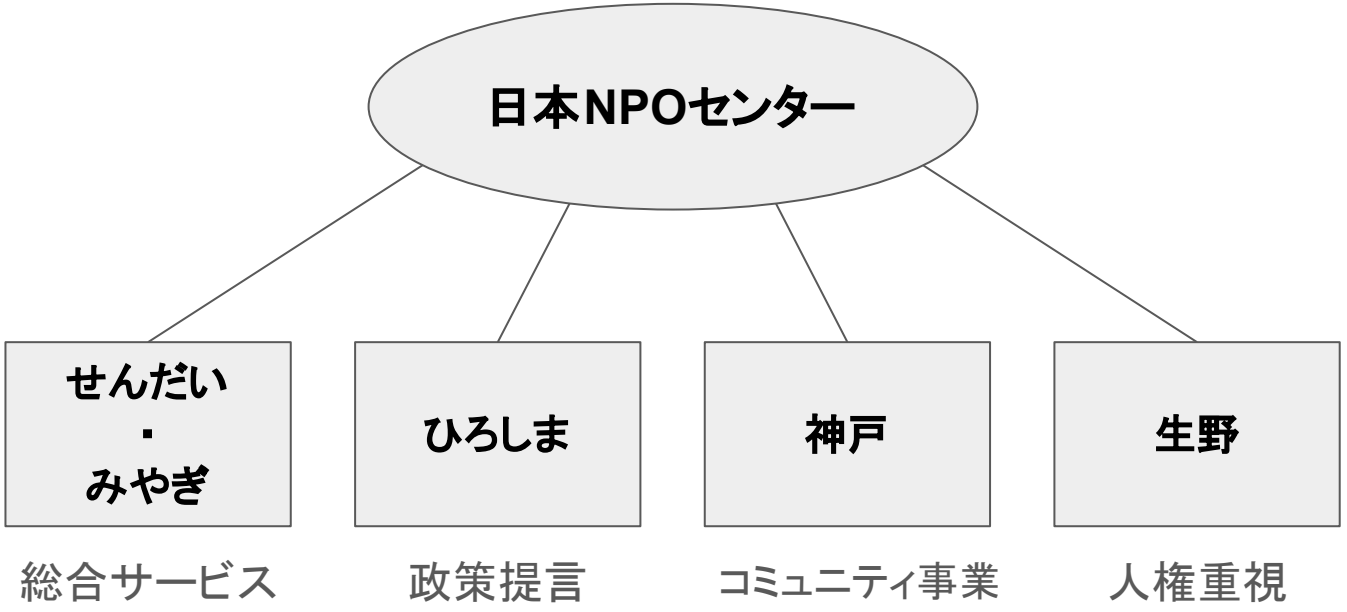

設立当初、民設民営の中間支援は
多様性が重視されていた

公設民営の中間支援の原点モデル

せんだい・みやぎNPOセンター
(公設民営中間支援施設の先駆け・1997年開設)

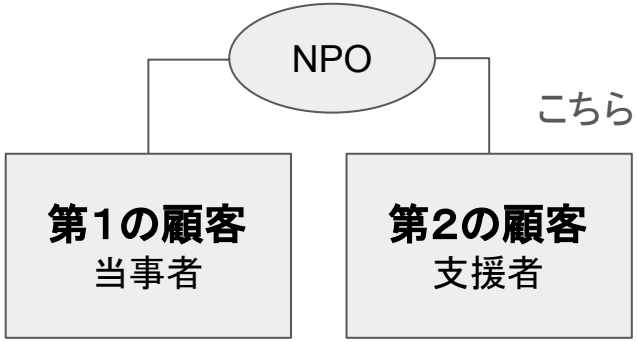

こちらがおろそかになりやすい

※ かながわ県民活動サポートセンター
(公設公営・1996年)
岡崎洋_神奈川県知事
「職員は黒子でいい」→**場の提供**
★団体支援ではなく**活動支援**

サポート資源の提供

貸室／印刷／作業スペース／
レターケース／ロッカー／貸事務室／
情報コーナー／相談／講座・セミナー

「仙台モデル」

自治体によるNPO推進政策

- 支援条例の制定
- 支援指針・マニュアル策定
- 支援センターの設置
- 資金助成の実施
- 情報ネットワークの運営

基盤整備中心の支援施策パッケージ

硬直化の過程_1　2000年代

指定管理制度の課題

2002～2006　仙台モデルの指定管理施設　増加
全国で360施設超（2016調べ）

メリット	⇔	デメリット
複数年度による事業の安定や展開性		柔軟な対応変更が不可能

民

前例主義化（≒ **場の提供** の固定）
団体ミッションとの乖離
特定団体のみへのノウハウ蓄積

公

行政機能の下請け化
管理型思考による評価

硬直化の過程_2 …の前に、協働とは

協働とは、**答えの無い問題** を前に
行政と市民がプロセスを共に歩むこと

＼やってくれる人ー？／

行政

仕様書

〇△のために
□を目指して
こうして
ああして
そうしたい

はーい
＼はーい／
(競争)

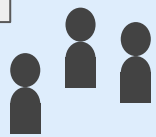

参考に
＼なりまーす／

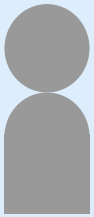

行政

／ 助かる～ ＼
内部は頑張り
ますね～

現状認識と課題

**事業内容や
ルール**

評価指標

評価手法

ここは現状と
合ってないっぽい
＼っすねー／

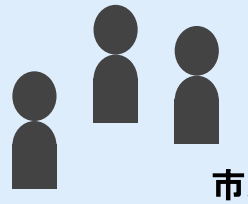

市民

／ このへんは ＼
目線合わせて
こっちで分担
しときますねー

＼
やってくれる人ー？
／

仕様書

〇△のために
□を目指して
こうして
ああして
そうしたい

／
はーい
はーい
＼ (競争)

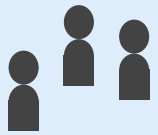

※ 山本による補足

硬直化の過程 _2

協働の形骸化と公的資金の投入

1999 「横浜コード」…協働の推進、しかし

- **NPO側の問題**「運動から事業へ」
  NPO側が協働にむとんちゃくに・受託が目的化
- **行政の問題** …NPOの制度化が引き金
  「行政の一部を担当するのが協働」
  →委託も指定管理も協働!OKやれてる!

2010 新しい公共
地域社会雇用創造事業(緊急雇用)→コミュ財

制度化による協働(受託)の目的化
創造から模倣へ → **多様性の喪失**

硬直化の過程 _3

社会のニーズとのギャップ

NPOの課題(中間支援の課題)

地域課題解決 ＜ 自団体リソース確保

NPO	中間支援	地域社会
「支援が足らん」	「めっちゃやってる」	「…的外れ」

何が課題なのか
調査・議論が希薄に

中間支援の新しい動き　2010年代～

NPOも地域社会の当事者へ

日本の課題…　**行政組織や地域社会の弱体化･流動化**

ex.平成の大合併･高齢化･人口減少

･いわゆる地域づくり協議会
･持続可能な地域運営のための課題解決組織
･エリアは小学校区くらい
･地縁組織や各種団体の役割を調整･補完

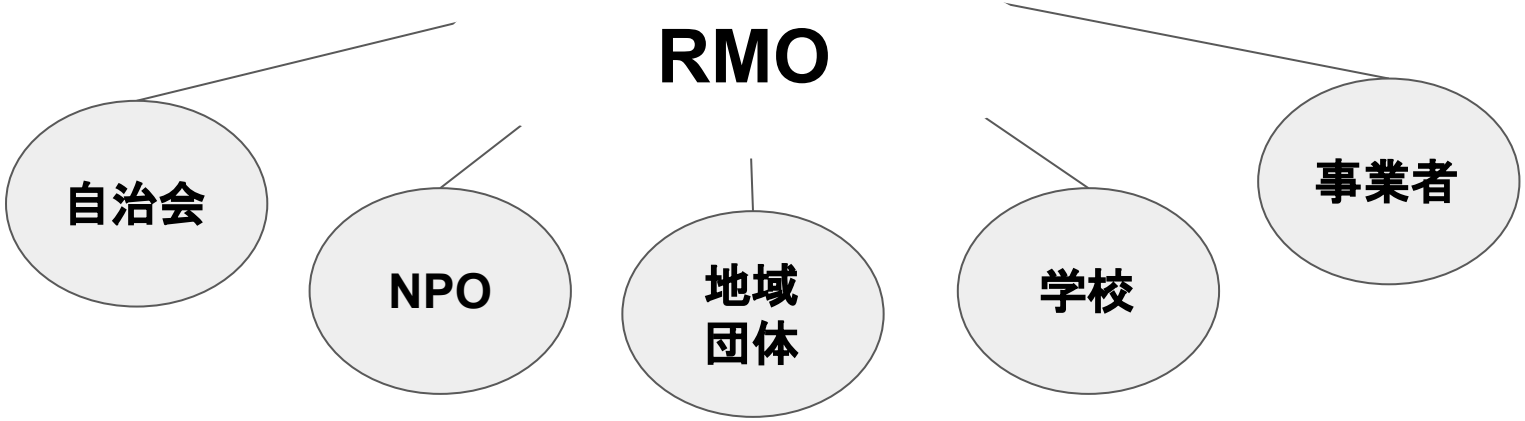

RMOの他にも…集落支援員･地域おこし協力隊･地域包括ケアシステム

サポート体制や拠点の在り方が課題

中間支援の新しい動き　2010年代～

そして地域自治支援へ

中間支援とは:
「まちむらでの暮らし」の中での
市民による自発的な「変えるための営み」を支える

RMO設立支援・共助組織設立支援への動き

NPO法人岡山NPOセンター → みんなの集落研究所 (2013)
NPO法人あきたパートナーシップ
いちのせき市民活動センター（NPO法人レスパイトハウス・ハンズ）

団体支援・**活動支援**から → 地域やまちの**連携プロセス支援**に拡大

中間支援の新しい動き　2010年代～

アウトリーチの可能性

NPO法人岡山NPOセンター → みんなの集落研究所 (2013)

- 校区・自治会・集落まで入り込む**「膝詰め支援」**

いちのせき市民活動センター（NPO法人レスパイトハウス・ハンズ）

- 「地域担当制」(2011～)
  担当スタッフが直接地域に出向き、地域リーダーや
  住民との何気ない会話 を通じて地域課題の発掘と共有、
  解決に向けた**プロセスに時間をかけて地域と共に歩む**

↓見学

一般社団法人町田市地域サポートオフィス (2019) ※町田市設立

- 市内自治会・地区協議会・NPO等団体訪問

中間支援における地域自治支援機能

- 地域課題の顕在化・共有化
  イシューレイジング…
  小さな課題を多角的に検証し、地域・社会課題へ
  ex. 地域円卓会議
- 当事者意識（主体）の形成
  ex. 岡山NPOセンター「問題の当事者になる支援」
- 多様な人々の参加と環境醸成
  価値観や考え方の「違い」の共有
- 地域団体のエンパワメント・再起動

公設民営中間支援テーマを地域自治支援だけに絞れない理由

- 「地域」に落とし込めない・
  地域自治のみでは課題が深刻化する
  可能性があるイシューの存在

例:DV被害
LGBT
環境問題
→人権・環境権に関わる課題

※ 山本・研究会による補足

地域自治支援が協働のプロセスを創る

氷山モデルの発展

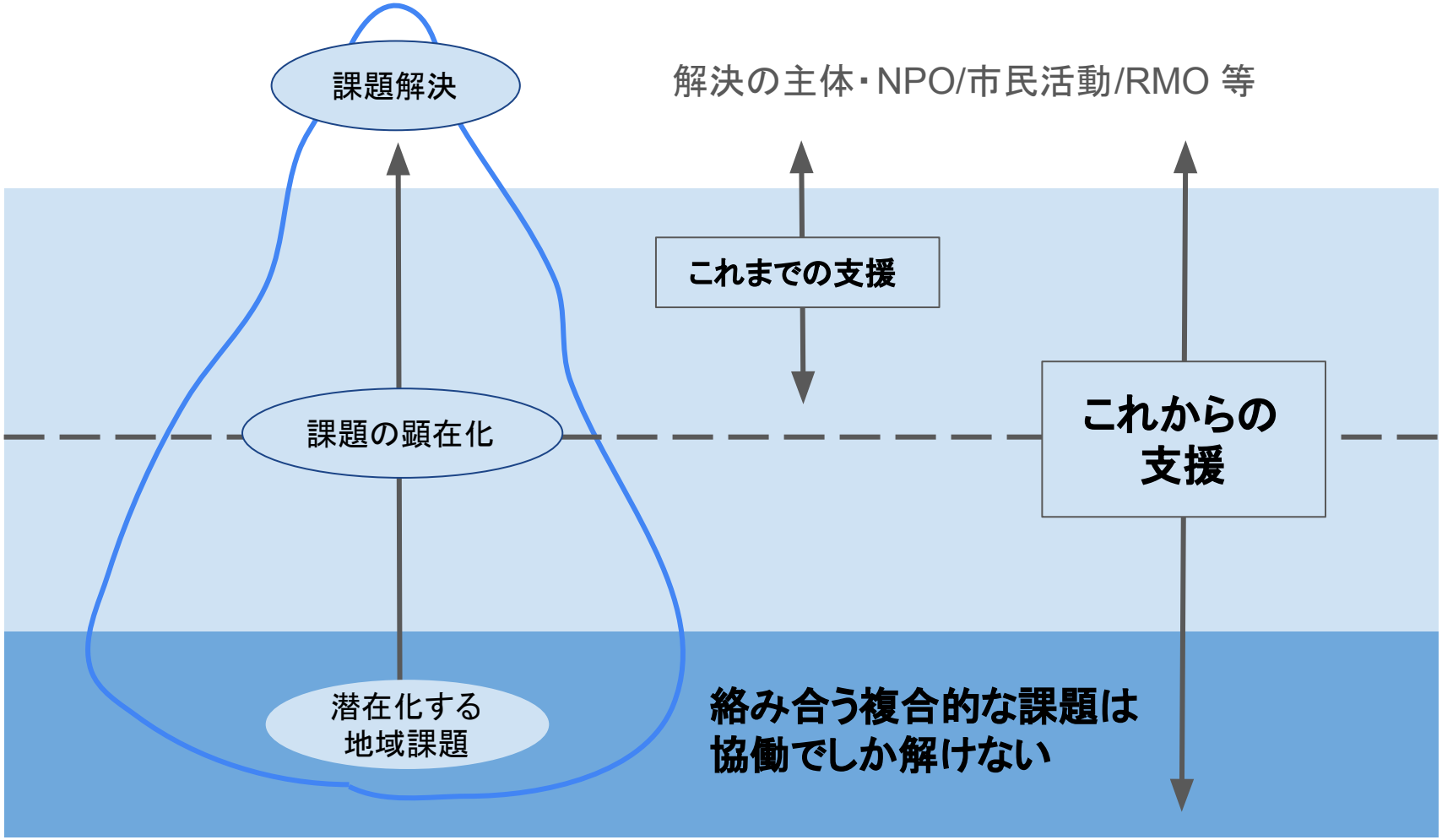

協議内容　イメージ図

資料６

目的（条例第1条）
　市民活動を促進することにより
　活力ある地域社会を実現する。

事業（条例第3条） 　市民活動センターは、次に掲げる事業を行う。		仕様書（現行）
（1）市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること	→ → → → → → →	・情報コーナーの管理及び運用 ・市民活動関係図書の整理及び購入 ・・・・
（2）市民活動に関する相談に関すること	→ → → → → → →	・特定非営利活動促進法（平成10 年法律第7号）に基づく事務手続等の相談に対応することができる相談員（職員）を週2回程度配置すること。
（3）市民活動に関する講座等の実施に関すること	→ → → → → → →	・市民活動に対する興味・関心を促すための「啓発講座」や、市民活動団体の運営　能力の向上や活動基盤を強化するための「人材・団体育成講座」を実施する。
（4）市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものと関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進に関すること	→ → → → → → →	・連携及び交流の促進に関する事業及び取組を実施すること。
（5）市民活動のための施設の提供に関すること	→ → → → → → →	
（6）そのほか、市長が必要があると認める事業	→ → → → → → →	・システムの運用に関すること。

協議内容　イメージ図

資料６

目的（条例第1条）
市民活動を促進することにより
活力ある地域社会を実現する。

これからの市民活動センターに求められる役割

「基本的な考え方」
「センターの役割」

事業（条例第3条） 市民活動センターは、次に掲げる事業を行う。	「事業」を「仕様書」に ・落とし込むための「方針」	仕様書（次期）
（1）市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること	・ ・ ・（例）情報の収集＋地域課題の調査研究	・情報コーナーの管理及び運用 ・市民活動関係図書の整理及び購入 ・・・・
（2）市民活動に関する相談に関すること	・ ・	・特定非営利活動促進法（平成10 年法律第7号）に基づく事務手続等の相談に対応することができる相談員（職員）を週2回程度配置すること。
（3）市民活動に関する講座等の実施に関すること	・ ・	・市民活動に対する興味・関心を促すための「啓発講座」や、市民活動団体の運営能力の向上や活動基盤を強化するための「人材・団体育成講座」を実施する。
（4）市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものと関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進に関すること	・ ・（例）若者や外国人など利用者層の多様化を推進	連携及び交流の促進に関する事業及び取組を実施すること。
（5）市民活動のための施設の提供に関すること	・ ・	
（6）そのほか、市長が必要があると認める事業	・ ・	システムの運用に関すること。